

平成 23 年第 12 回 築上町農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 平成 23 年 12 月 2 日 (金) 午前 9 時 30 分 ~

2. 開催場所 築上町役場 築城支所 第 4・第 5 会議室

3. 出席委員 (23 名)

出欠	役職	議席	氏名
出席	会長	26 番	吉留 福生
出席	副会長	25 番	久保 康光
出席	副会長	24 番	角本 昌盛
出席	委員	1 番	大石 榮治
出席	委員	2 番	山内 守
出席	委員	3 番	鐘ヶ江 笑美
出席	委員	4 番	門田 修身
出席	委員	5 番	信田 博見
欠席	委員	6 番	大石 光晴
出席	委員	7 番	小林 保
出席	委員	8 番	小野 俊明
出席	委員	9 番	武道 修司
出席	委員	10 番	長野 信行
出席	委員	11 番	南 壽男
欠席	委員	12 番	杉村 榮市
出席	委員	13 番	井上 泰廣
出席	委員	14 番	進 信孝
出席	委員	15 番	後藤 聖四郎
出席	委員	16 番	嶋崎 博晴
出席	委員	17 番	塩田 昌生
出席	委員	18 番	木本 昌廣
出席	委員	19 番	上森 勇三
欠席	委員	20 番	西田 紀生
出席	委員	21 番	田村 秀吉
出席	委員	22 番	岩田 英行
出席	委員	23 番	椋本 三男

4. 事務局 事務局長 田村 幸一
農地係長 江本 昭二郎

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

第5 議案第4号 農用地利用集積（利用権設定）に対する意見について

第6 報告事項

第7 その他

6. 会議の概要

会議の概要については次のとおり。

平成 23 年第 12 回 築上町農業委員会定例総会 会議の概要

議長（吉留会長） おはようございます。
ただいまの出席委員数は 23 名です。定足数に達していますので、ただいまから、平成 23 年第 12 回 築上町農業委員会定例総会を開会いたします。

日程第 1、会議録署名委員の氏名について

議長（吉留会長） 会議録署名委員は、築上町農業委員会総会会議規則第 20 条第 2 項の規定により、24 番：角本委員、25 番：久保委員を指名します。

日程第 2、議案第 1 号

議長（吉留会長） 日程第 2、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 議案一括朗読 】
議案第 1 号の 1 の案件につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

議長（吉留会長） 議案の朗読が終わりました。議案第 1 号の 1、申請人：高田 さんの件については、井上委員さんから説明をお願いします。

13 番：（井上委員） 13 番井上です。1 番について説明いたします。この案件につきましては大字椎田のやまびこ保育園附近の農地です。申請者の高田 さんは、現在申請地の所有者及び親戚の農地を利用権設定により耕作しております。今回その一部を売買により取得するものです。取得農地全てを利用すること、地元の関係などを見ても問題がないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第 3 条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議願います。

議長（吉留会長） これより審議に入ります。ただいまの 1 番申請について、ご意見ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（吉留会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。議案第 1 号の 1 については、許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（吉留会長） 異議なしと認めます。日程第2、議案第1号の1は、農地法第3条の規定による許可申請は可決、決定といたします。

日程第3、議案第2号

議長（吉留会長） それでは、日程第3、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 議案一括朗読 】

議長（吉留会長） 議案の朗読、説明が終わりました。
これから議案第2号を審議いたします
議案第2号の1、申請人：村上 さん、 さんの件については、進委員から説明をお願いします。

14番（進委員） この案件につきましては、大字極楽寺、申請者自宅に隣接する農地で、申請地の農地区分は、10ha.以上の広がりもなく、生産力の低い農地であるため、第1種及び第3種に該当しないため、第2種農地と判断しました。転用内容については、申請者は建築業を営んでおり、現在、自宅と事業所倉庫が同一敷地内にありますが、倉庫前作業場を拡張するため、自宅を取り壊し、隣接する自己所有地に新たに建て替えるものです。申請地には建築資材を露天で置き、数年使用していたため田としての機能回復は困難ですが、現在は資材も撤去され、かんきつ類が植えられて、畑として管理されている状況です。顛末書も添付しております。事業の目的、面積、場所等妥当であります。水利組合、その他添付書類も全て完備しております。農地法第4条許可に相当するものと思われまので、よろしくご審議願います。

議長（吉留会長） ただいまの1番申請について、ご意見ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（吉留会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。議案第2号の1については、許可相当として、県知事に意見書を進達することにご異議ございませんか

委員 「異議なし」

議長（吉留会長） 異議なしと認めます。日程第3、議案第2号の1 農地法第4条の規定による許可申請は許可相当として、県知事に意見書を進達いたします。

日程第4、議案第3号

それでは、日程第4、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 議案一括朗読 】

議長（吉留会長） 議案の朗読、説明が終わりました。これから議案第3号を審議いたします。

議長（吉留会長） 議案第3号の1、申請人：株式会社クリ さんの件については、田村委員さんから説明をお願いします。

21番(田村委員) 21番田村です。この案件につきましては10月定例総会にて5条許可申請及び許可のあった案件で、大字築城地区、県道椎田勝山線沿い、九州電力築城変電所横の農地です。申請地周辺は越路地区が基盤整備事業等公共投資が済んだ農地の広がりが10ha.以上であり、第1種農地に該当しますが、申請者は公共投資もなく生産力の低い農地であるため、第1種農地の例外許可事由に該当するため第2種と判断します。申請者は建築工事業を営んでおり、事務所に隣接する申請地を資材置場中継地点として活用することで許可を得ておりますが、今回その隣接のうち所有者からの要望で、売買により取得し敷地拡大するものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。水利組合、その他添付書類も全て完備しております。農地法第5条許可に相当するものと思われまますので、よろしくご審議願います。

議長（吉留会長） ただいまの1番申請について、ご意見ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（吉留会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。議案第3号の1については、許可相当として、県知事に意見書を進達することにご異議ございませんか

委員 「異議なし」

議長（吉留会長） 異議なしと認めます。日程第4、議案第3号の1 農地法第5条の規定による許可申請は許可相当として、県知事に意見書を進達いたします。

議長（吉留会長） つづきまして、議案第3号の2、申請人：社会福祉法人 さんの件については、小林委員さんから説明をお願いいたします。

7番（小林委員） 7番、小林です。この案件につきましては大字越路地区の農地で、申請地の農地区分は、申請地周辺は圃場整備が済んでおりますが、農地の広がりには10ha未満であり、また申請地は宅地に囲まれた生産力も低い農地であるため第2種と判断しています申請者所有の「とび 学園」を防衛省補助事業により改築工事を行うもので、工事期間中仮施設を一時的に申請地へ建築するものです。一時転用ということもあり、現況は前面道路より1メートル以上低いのですが、造成を行わず整地、簡易舗装のみ行い、プレハブ形式の建物を建築するものです。国の補助事業でもあり後期がはっきりしているため、現状復帰が条件の契約も交わされております。農林事務所とも事前協議を済ませており、件から支持された申出書や相続を証する書面等添付しております。事業の目的、面積、場所等妥当であります。水利組合、隣接農地の同意書等添付書類も全て完備しております。農地法第5条許可に相当するものと思われまますので、よろしくご審議願います。

議長（吉留会長） ただいまの2番申請について、ご意見ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（吉留会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。議案第3号の2については、許可相当として、県知事に意見書を進達することにご異議ございませんか

委員 「異議なし」

議長（吉留会長） 異議なしと認めます。日程第4、議案第3号の2 農地法第5条の規定による許可申請は許可相当として、県知事に意見書を進達いたします。

日程第5、議案第4号

議長（吉留会長） 日程第5、議案第4号 農用地利用集積（利用権設定）に対する意見について、説明を求めます。

事務局 【 議案一括説明 】

議長（吉留会長） 説明が終わりました。これから議案第4号を審議いたします。ご意見ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（吉留会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。議案第4号については、許可することが妥当とし、築上町産業課に意見を進達することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（吉留会長） 異議なしと認めます。日程第5、議案第4号 農用地利用集積（利用権設定）に対する意見については許可することが妥当とし、築上町産業課に意見を進達いたします。

日程第6、報告事項について

議長（吉留会長） 報告事項について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 【 報告事項一括朗読 】
農地法第18条の規定による合意解約 1件
耕作者名義変更届 0件
施行規則第32条第1項届 2件
農地改良行為届 1件

以上で報告事項は終わります。

議長（吉留会長） 事務局、他に何か連絡事項等ありますか。

事務局 定例総会終了後、事前審査委員会の報告および農業委員会委員選挙人名簿登載申請書に関する件でお話がありますので、そのままよろしく申し上げます。

議長（吉留会長）
以上をもちまして、平成23年第12回築上町農業委員会定例総会の議事は全て終了しました。これにて閉会といたします。お疲れさまでした。

・・・年末のあいさつ・・・

尚、次回は1月10日（火）の開催を予定しております。
以上よろしく申し上げます。

平成23年12月2日

上記のとおり相違ありません。

署名委員

24 番委員（角本昌盛 委員）:

署名委員

25 番委員（久保康光 委員）:
